

藤田観光株式会社定款

改正 平21. 3.26
改正 平24. 3.27
改正 平25. 3.26
改正 平29. 7. 1
改正 平31. 3.27
改正 2021. 9.27
改正 2022. 3.29
改正 2026. 1. 1

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、藤田観光株式会社と称し、英文では FUJITA KANKO INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅館、飲食店、遊園地、その他観光施設の経営
- (2) ゴルフ場、スキー場、その他スポーツ施設の経営
- (3) 集会場、売店の経営および賃貸
- (4) 旅行業
- (5) 有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の経営
- (6) 教育関連事業
- (7) 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、医療器具、化粧品、書籍、文房具、玩具、衣料、日用雑貨および煙草の販売
- (8) 理容業
- (9) 土地家屋の売買、賃貸借、その仲介、鑑定および不動産コンサルタント業ならびに水道事業
- (10) 造園、樹木の栽培および販売ならびに土木工事
- (11) 建築物の設計および工事監理
- (12) 一般旅客自動車運送事業
- (13) 索道事業
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

(本 店)

第3条 当会社は、本店を東京都文京区におく。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億2,000万150株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2億2,000万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は150株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号および次条に掲げる権利以外の権利を行使できない。

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売り渡しを請求することができる。ただし、譲渡すべき単元未満株式の数に相当する自己の株式を保有していないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 A種優先株式

(A種優先配当金)

第12条の2 当会社は、第45条第1項の規定に従い、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第12条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
3. 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

（A種期中優先配当金）

第12条の3 当会社は、第45条第2項または第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

（残余財産の分配）

第12条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日を

いう。以下同じ。) と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2. A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第12条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = $100,000,000 \text{ 円} \times (1+0.04)^{m+n/365}$ 払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

(控除価額算式)

控除価額 = 債還請求前支払済優先配当金 $\times (1+0.04)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

3. 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および

控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（議決権）

第12条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合または分割等）

第12条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

（種類株主総会への準用）

第12条の9 第3章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。

第3章 株主総会

（招 集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3か月以内に、臨時株主総会はその必要のあるときに、これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（電子提供措置等）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（招集権者および議長）

第16条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役兼社長執行役員がこれを招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(定 員)

第20条 当会社に、取締役12名以内をおく。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会によって選任する。

2. 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

(執行役員)

第24条 執行役員は、取締役会の決議により選任する。

2. 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の少なくとも3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第 31 条 当会社に監査役 5 名以内をおく。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会によって選任する。

2. 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任 期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の少なくとも 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会議事録)

第 37 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 40 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない場合は、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 45 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。
3. 当会社は、前 2 項のほか、基準日を定めて株主総会の決議により剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合には、その交付開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息を付けないものとする。

(附則)

- 第 1 条 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
 3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。